

メンタルヘルス対策自主点検結果

職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況について、平成 24 年 9 月現在、滋賀県下における常時使用する労働者の数が 50 人以上 100 人未満の事業場に対して、自主点検方式による調査を実施した結果を以下のとおり取りまとめました。

1 対象事業場数等

自主点検送付事業場数 753 事業場
回答事業場数 503 事業場
回答率 66.8%

2 調査方法及び調査期間

調査方法 郵送による調査

調査期間 平成 24 年 9 月 1 日の状況を、同年 10 月末までに回答を求めたもの。

3 自主点検票及び回答票

別添のとおり

4 自主点検結果

- (1) ここ 1 年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場及び現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場について(問 2、問 3 関係)

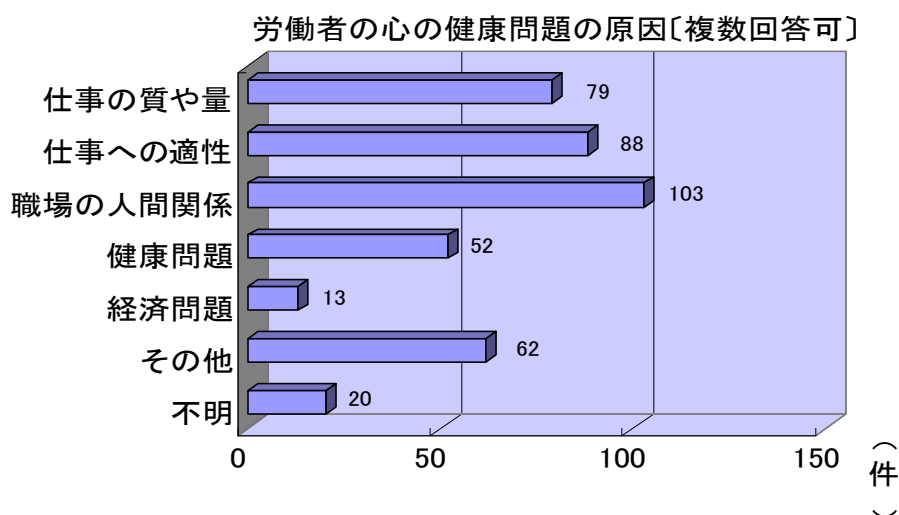
ここ 1 年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場又は現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場	206	41.0%
①ここ 1 年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場	156	31.0%
②現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場	154	30.6%
ここ 1 年に、心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者も現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者もない事業場	297	59.0%
合 計	503	100.0%

(注：上記①、②には重複がある。また、無回答はない。)

【結果】

心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる、現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいることのいずれか又は双方ある事業場は、41.0%であった。

(2) 心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場又は現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場において、その心の健康問題の原因について(問4関係)

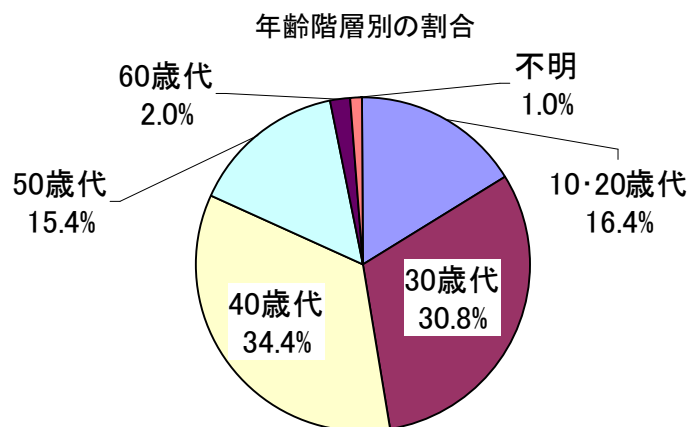


【結果】

- ① 心の健康問題の原因とする延べ件数は、417件。
- ② そのうち、職場の人間関係 103件(24.7%)、仕事への適性 88件(21.1%)、仕事の質や量 79件(18.9%)となっている。
- ③ 健康問題等労働者の個人的要因より、職場の人間関係等職場環境を原因とする割合が多い。

(3) 心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者又はメンタルヘルスケアが必要な労働者の年齢階層について(問5関係)

年齢階層	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	不明
件数	50	94	105	47	6	3



【結果】

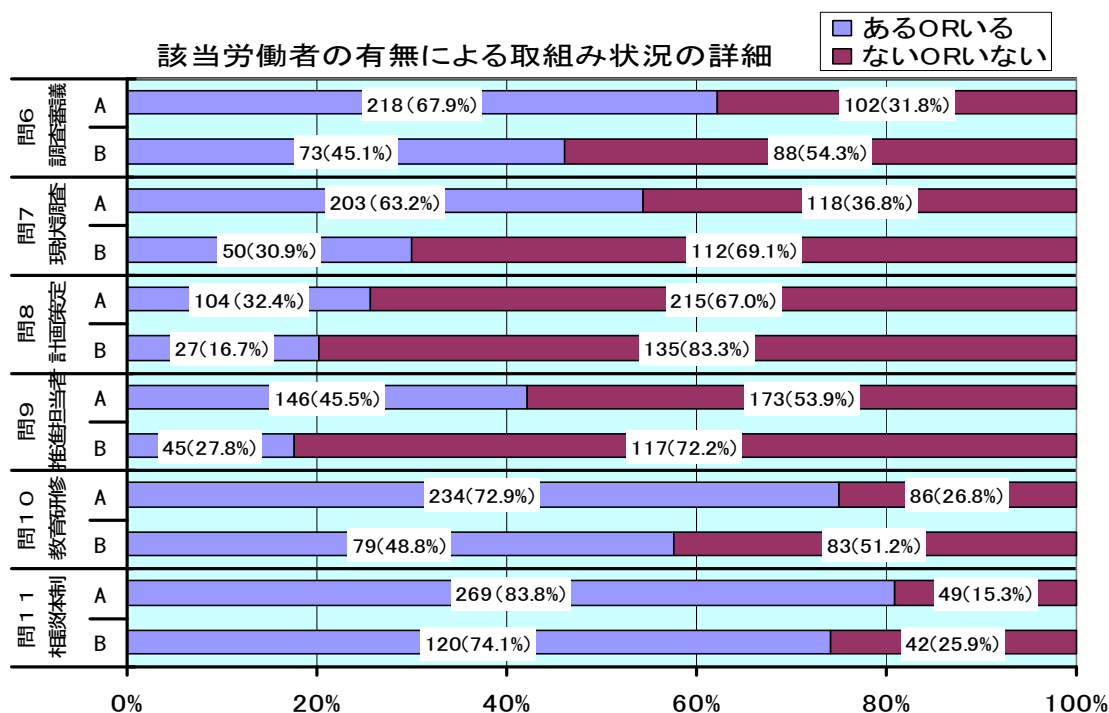
- ① 延べ件数は、305 件。
- ② そのうち、40 歳代 34.4%、30 歳代 30.8%、10・20 歳代 16.4%となっており、30 歳代と 40 歳代を合わせると、199 件 65.2%となっている

(4) メンタルヘルスケアへの取組状況について（問 6 から問 12 関係）

回答があった事業場の取組み状況

		衛生委員会等での審議(問6)	心の健康問題に係る現状の調査(問7)	「心の健康づくり計画」の策定(問8)	「事業場内メンタルヘルス推進担当者」の選任(問9)	教育研修の実施(問10)	労働者からの相談体制の整備(問11)	長時間労働者に対する医師による面接指導(問12)
実施している	事業場数	264	200	113	175	324	382	303
	割合	52.5%	39.8%	22.5%	34.8%	64.4%	76.0%	60.2%
実施していない	事業場数	237	300	389	328	177	115	188
	割合	47.1%	59.6%	77.3%	65.2%	35.2%	22.9%	37.3%
無回答	事業場数	2	3	1	0	2	6	12

回答があった事業場すべての取組状況を一覧表にしたもの。



Aパターン：心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者がいる事業場又はメンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者がいる事業場 (206 事業場)

Bパターン：心の健康問題が理由で欠勤したり休職した労働者も現在メンタルヘルスケアが必要な(又は必要と思われる)労働者もいない事業場 (297 事業場)

について、それぞれメンタルヘルスケアの取組状況を一覧表にしたもの。

[単位：件数(各パターンにおける割合。無回答もあるため必ずしも100%ではない。)]

【結果】

- ① 全般的に、Aパターンでの取組み状況の割合が高いことから、該当する労働者が見受けられたときに対応していることが推認される。
- ② 表には集計されていないが、「心の健康づくり計画」の策定及び「メンタルヘルス推進担当者」の選任の両方に取り組んでいる事業場は90事業場(17.9%)、どちらか一方に取り組んでいる事業場は108事業場で、計198事業場(39.4%)と低い割合であることから、事前に防止するための体制の構築が十分ではない状況にあるといえる。
- ③ また、相談体制の整備は高い割合であるものの、上記②の状況を勘案すると、従来の体制で労働者からの相談に応じているのであって、メンタルヘルス指針に定められた相談体制を整備しているとは言い難い。
- ④ 何らかの取組を実施している割合は延べ件数で平均すると、50.0%である。主要な取組(問6から問10)の内、何かを実施している割合は、76.9%となっている。

(5) 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施について(問12関係)

[内 複数回答可]

時間外・休日労働が月100時間を超える労働者に対し実施している	196 事業場
時間外・休日労働が月80時間を超え月100時間以下の労働者に対し実施している	192 事業場
時間外・休日労働が月45時間を超え月80時間以下の労働者に対し実施している	134 事業場
面接指導を実施していない(該当者がいない場合を含む)	188 事業場
無回答	12 事業場

【結果】

□内の労働者に対し医師による面接指導を実施している事業場は 346 事業場(回答があった事業場の 68.8%)である。

(6) メンタルヘルス対策支援センターの利用希望について (問 13 関係)

メンタルヘルス対策支援センターの利用を希望し、その旨支援センターへ連絡することを了解する	24 事業場
メンタルヘルス対策支援センターの利用を希望する	119 事業場
メンタルヘルス対策支援センターの利用を希望しない	350 事業場
無回答	10 事業場

【結果】

メンタルヘルス支援センターの利用を希望する事業場は、143 事業場 28.4% となっています。

《総括》

心の健康問題が理由で欠勤あるいは休職した労働者等がいる事業場の割合が 41.0%に上っている。事業場の規模(労働者数)から、高い割合であると言わざるを得ません。

何らかの主要な取組を実施している割合は高く(76.9%)、教育研修の実施率も高い(64.4%)。

また、この規模の事業場には衛生管理者、産業医の選任義務があり、衛生委員会の設置義務もあるが、これらが効果的にメンタルヘルス対策に生かされていないと言わざるを得ません。

心の健康作り計画に基づき、メンタルヘルスの教育研修・情報提供、職場環境の把握と改善、メンタルヘルス不調への気づきと対応、また職場復帰における支援への取組等を計画的かつ組織的に実施する体制を構築することが必要です。

